

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務（以下「本業務」という。）を行うに当たり、その実施事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（1）業務名

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務

（2）業務の目的

本業務は、現行の「母子父子寡婦福祉資金貸付システム」のサポート期間終了に伴い、効率的な事務処理を行うための機能を有したパッケージシステム（以下「本システム」という。）に更新し、貸付業務を滞ることなく円滑に継続させることを目的とする。

（3）業務内容

基本設計から稼働に至るまでのシステムの構築・適用、導入作業、並びにシステム機器等の調達を行う。

※なお、詳細は、「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務仕様書」のとおりとする。

（4）新システム運用開始（稼働）日

令和10年1月1日（土）

プロポーザル終了後、本システムを導入の上、運用開始（稼働）前日までに引渡しを完了すること。

（5）見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない）

42,952,000 円

本上限額は、システム更新にかかる構築業務経費の総額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積りにあたっては、上記見積上限額を超えてはならない。

また、システム保守等経費については、別途単年度毎の契約を予定している。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる資格条件を全て満たす単体企業とする。

①令和8年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、同等の要件を有することを証する次の書類を提出すること。なお、本業務の受託者は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本業務の契約期間中はその資格を維持すること。

ア 事業内容が分かるもの（任意）

イ 法人の場合は登記事項証明書（参加申請日から遡って3か月以内に発行されたもの）

- ウ 個人の場合は身分証明書（参加申請日から遡って3か月以内に発行されたもの）
- エ 本プロポーザル並びに契約等に関し、代表者以外の者が契約締結等の契約行為の権限を委任される場合にあっては委任状
- オ 財務諸表（法人の場合は、参加申請日の直前2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の原本又はその写し。営業年数が2年に満たない場合は直前1年度分とする。個人の場合は、申請日の直前2年分の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書のいずれかの原本又はその写し。営業年数が2年に満たない場合は直前1年分とする。）
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③参加申請日において、営業を営んでいる期間が1年以上の者であること。営利を目的としない法人等にあっては設立から1年以上の者であること。
- ④八戸市から指名停止処分を受けていないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員ではないこと、並びに、密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑨プライバシーマーク付与認定、またはISMS認証（ISO/IEC27001もしくはJIS Q 27001）を取得しており、本業務の遂行において情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- ⑩業務運営に関し、必要とする各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- ⑪過去5年以内に、地方公共団体等において類似業務の導入実績があること。
- ⑫プロポーザル方式の審査に伴い提出した書類に虚偽の記載をした者でないこと。

4. 公告及び選定スケジュール

項 目（内容）	時 期
公募開始	令和8年9月1日（火）
参加表明書の提出期限・質問書の受付期限	令和8年9月11日（金）午後5時
質問の公表回答（予定）	令和8年9月16日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年9月30日（水）午後5時
一次審査（書類審査）	令和8年10月1日（木）～7日（水）
一次審査結果通知	令和8年10月8日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年10月15日（木）
審査結果通知・公表（実施事業者決定）	令和8年10月22日（木）

※参加申込者が3者以下の場合、一次審査は行わずにその結果を通知するものである。

5. 参加表明書の提出

次により本プロポーザル参加の意思表示について提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後5時

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 導入実績調書（様式2）
- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 商業・法人登記簿謄本の写し
- ⑤ 納税証明書（参加申込日前3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- ⑥ プライバシーマーク及びISMSの認証を証明する書類の写し
- ⑦ 提案システムの概要（カタログ程度のもの）

(3) 提出方法

正本1部と副本4部を郵送（必着）又は持参（受付時間は開庁日の8時15分から17時まで）により、14.担当部署宛てに提出するとともに、各提出書類の電子データを電子メールで送信すること。メールの件名は「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務に係る参加表明書（業者名）」とする。

(4) 提出書類の留意事項

① 基本事項

- ・用紙はA4版縦、片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ・印刷は、モノクロ・カラーを問わない。
- ・提出された書類の訂正、追記は認めず、返却はしない。

② 参加表明書（様式1）

代表者印を押印すること。

③ 導入実績調書（様式2）

該当する業務実績を5件以内で記入すること。なお、記入した業務については、契約の事実を証明する書類として「契約書及び仕様書」の写しを提出すること。（業務実績が確認できる部分のみで構わない。）

6. プロポーザルに関する質問の受付・回答

(1) 質問の受付期限

令和8年9月11日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

質問書（様式3）

(3) 質問方法

電子メールにより14.担当部署宛てに送付すること。メールの件名は「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務に関する質問書（業者名）」とし、送信後、電話により受信確認を行うこと。なお、電子メール以外による質問は一切受理しない。

(4) 回答方法

令和8年9月16日（水）までに八戸市ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は

公表しない。

7. 企画提案書等の提出

参加者は別紙3「企画提案書等作成要領」により企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式4）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 機能要件確認表（八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書 別紙2）
- ④ 経費見積書（様式5）

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R 1部

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。FAXによる提出は受理しない。

① 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で送付し、電話により到着の確認をすること。

② 持参の場合

受付時間は、開庁日の8時15分から17時までとする。なお、事前に担当部署へ電話連絡の上、持参すること。

(5) 提出先

「14 担当部署」に提出すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類の訂正、追記は認めず、返却はしない。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写する場合がある。
- ③ 提出された書類は、他の事業者には提供しない。
- ④ 選考に必要があると認められる場合には、資料の追加提出を求める場合がある。

8. 参加辞退

参加表明書等の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。辞退届は電子メールにより提出し、電話により受信確認を行うとともに、代表者印を押印した正本を別途郵送すること。なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

9. 事業者の選考方法

八戸市職員が、提出された企画提案書等の内容について審査を行う。

審査では、あらかじめ定めた「事業者選考基準（別紙4）」に基づき、公正な審査を行い、「約定書」取り交わしの相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選考する。

構築業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではない。

プロポーザル終了後、候補者と当市は、企画提案の内容を基にして業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議及び調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったときは「約定書」の取り交わし手続きに進むこととし、交渉が調わない場合には、次点者に選考された者が改めて八戸市と交渉を行うこととする。

10. 審査方法

（１）一次審査（提出書類による評価の実施）

①審査方法

企画提案書等の内容について、提案されたシステムの機能等を提出された書類により審査し、３事業者程度を選考する。

なお、参加要件を満たしていない場合及び見積書の合計額が見積上限額を超えている場合には、審査対象から除外する。

②結果通知

一次審査の結果は、関係書類の提出があった全ての参加事業者に文書で通知する。

（２）二次審査（プレゼンテーションによる評価の実施）

①審査方法

一次審査で選考された事業者のプレゼンテーションを行い、その内容を評価し、さらに一次審査との点数を合わせた総合計点が最高点となる提案を行った事業者１者を候補者とする。

なお、評価点数が最高となった事業者が複数ある場合には、見積額の安価な事業者を上位とし、見積額についても同額であった場合は、審査員の投票によって候補者、次点者を選考する。

②プレゼンテーションの実施（予定）

- ・ 日 時 ：令和８年 10 月 15 日（木）
- ・ 出席者 ：各事業者 3 名以内
- ・ 説明時間：各事業者 40 分（システム概要説明 30 分 質疑応答 10 分）

※プレゼンテーションは、原則として参加表明書提出順とし、開始時間、実施場所等の詳細については、別途通知する（実施日が予定日と変更となる場合には、その際に通知する）。

※会場及びディスプレイ（HDMI 端子接続）は八戸市が準備し、パソコン等の機器類は事業者が用意するものとする。ただし、ディスプレイとの接続に不具合が生じた場合に備えプロジェクター等を準備することは妨げない。

③結果通知

審査の結果は、事業者に文書で通知する。また、受託候補者以外の名称を除いた上で、各参加者の評価点数を八戸市ホームページ上で公表する。

なお、審査過程及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けけないものとする。

11. 契約締結等

候補者の選考後、導入業務におけるシステム構築及びサーバ機器等の調達に関する契約等については、候補者を選考した後に交渉の上決定するものであるが、交渉が調った場合に、その納入内容及び納入額について記載した「約定書」を当市と取り交わすものとする。当市はそれを基に、リース業者と賃貸借契約（５年間）を締結するものとする。

また、システム保守等経費については、システム稼働時から年度ごとに委託契約を締結するもの

とする。

12. その他（注意事項）

- ①手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ②書類提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③参加表明書関係書類の提出がない者からの質疑関係書類及び企画提案関係書類の提出は受け付けない。
- ④提出された企画提案等の著作権は、原則として企画の作成者に帰属し、その使用权は市が所有するものとする。
- ⑤企画提案関係書類受付期間終了後の書類の内容変更、追加は認めない。
- ⑥企画提案に要する全ての費用は、参加事業者の負担とする。
- ⑦提出された書類については、八戸市情報公開条例及び八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。
- ⑧提出された書類は、返却しない。
- ⑨事業者及びその関係者、コンサルタント等から担当者等に対して自らの応募書類・計画内容の優劣等を質問するなどの個別相談、選考内容に関する問合せは、選考の公平性を失するため、選考の事前・事後とも受け付けない。また、参加事業者以外の者からの選考に関する問合せにも応じない。
- ⑩候補者として決定された後の提案内容の変更は、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや選考の評価に影響を与えないと判断される場合に限り、市と協議の上、認める場合がある。
- ⑪候補者が、本実施要領に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認められるとき、又は、その他の事情により適切な事業の実施が困難と認められるときは、市は候補者としての決定を取り消し、「約定書」を取り交わさない場合がある。この場合、市は、当該候補者が既に要した費用の弁済を行わない。
- ⑫実施事業者選考後、本プロポーザルで提出した経費見積書で見積っていない経費の追加は、原則として認めないものとする。追加費用が生じた場合には、選考を取り消す場合がある。
- ⑬次のいずれかに該当した場合、事業者は選考の対象から除外する。また、選考結果通知後に次に掲げる事項のいずれかに該当することが分かったときは、選考結果を取り消し失格とする。
 - ア 提出書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められる場合。又は、指示した事項に違反があった場合
 - イ 本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ 選考の前後に、応募事業者が審査員に、直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、その他市民の疑惑や不信を抱くような行為をしたと認められる場合
 - エ 応募書類の提出後、重要事項（提案業務、更新体制等）を市の承諾なく変更した場合
 - オ その他不正行為があった場合

13. 関係書類一覧

No	書類名	備考
1	八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務仕様書	別紙 1
2	八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書	別紙 2
3	企画提案書等作成要領	別紙 3
4	事業者選考基準	別紙 4
5	八戸市情報セキュリティ基本方針	別紙 5
参加表明書関係書類		
①	参加表明書	様式 1
②	導入実績調書	様式 2
質疑関係書類		
①	質問書	様式 3
企画提案関係書類		
①	企画提案書提出届	様式 4
②	機能要件確認表（八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書）	別紙 2
③	経費見積書	様式 5
辞退関係書類		
①	辞退届	様式 6

14. 担当部署（問合せ並びに書類提出先）

住 所 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目 6 番 1 号（八戸市総合保健センター 3 階）
 担 当 八戸市こども健康部こども家庭相談室女性支援グループ 担当：渡部、佐々木
 電 話 0178-38-0703（直通）
 メール kateisoudan@city.hachinohe.aomori.jp